

令和5年第4回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和5年4月20日 午前10時00分

閉会 令和5年4月20日 午前10時55分

2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
野村 君枝			

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	渡邊 昭男
石川 英治	近藤 賢三		

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第16号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙1件
議案第17号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙2件
議案第18号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙11件
報告第11号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙3件
報告第12号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件	別紙1件
報告第13号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙2件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和5年第4回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は7番委員と8番委員にお願いします。
それでは、議案に入ります。議案第16号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第16号について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。

譲受理由は、隣接地を購入し作物の増産を図り営農規模を拡大するため、譲渡理由は、高齢による耕作困難及び労力不足のためです。

申請地は、沓掛町山新田80番2の一部 登記地目は山林、現況地目は畑、面積は2,664㎡のうち878㎡ と 沓掛町山新田80番10 登記地目、現況地目はともに畑、面積は2,045㎡ で合計2,923㎡ です。

沓掛町山新田80番2についてですが、所有権移転は、1筆のまま行うとのことです。登記地目は山林ですが、課税地目は雑種地と畑にわかれており、畑の部分において登記を行うのに農地法の3条の許可が必要なため今回の申請に至りました。

申請地の現況については、3月30日に現地確認を行ったところ、耕起してある状態でした。

譲受人の所有農地は55筆、9,798.61㎡あります。現況につきましては、名古屋市緑区鳴海町字鏡田の4筆、沓掛町若王子の3筆、沓掛町山新田の1筆、東郷町兵庫一丁目の5筆は畑として管理されている状態でした。

沓掛町山新田の5筆、沓掛町一長田の3筆、沓掛町棧敷の12筆、東郷町大字春木藤坂の14筆、名古屋市緑区鳴海町字鏡田の2筆、は牧草地として管理されている状態でした。

沓掛町葎廻間の1筆、沓掛町一長田の1筆は、田として管理されている状態でした。

沓掛町山新田の2筆、沓掛町提灯山の3筆は柿が栽培されていました。

以上のとおり、営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

2番委員 4月13日に農地利用最適化推進委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。

最3番委員 2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第16号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第16号は可決といたします。引き続きまして、議案第17号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第17号1番案件について説明します。農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。

転用目的は月極駐車場で所有権移転になります。

通常、農地を駐車場に転用する場合、申請者本人が利用するための駐車場でなければなりません。駅や市街地近辺など実際に駐車場が不足して月極駐車場が必要であることの説明ができれば農地転用は許可されるとされています。

申請地の周辺には月極駐車場は複数存在していますが、すべての月極駐車場について空きがない状態であり、周辺の住宅には自動車が必要でも駐車場が確保できないため、路上駐車がされている状態です。そのため新たに月極駐車場を設置し、近隣の住民の不便を解消する必要があるため申請に至りました。

申請地は栄町山ノ田94番、登記地目、現況地目は畑、面積は202㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、名鉄前後駅から南南東に約400mに位置します。

申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であることから第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、3月30日に現地確認を行ったところ、畑として管理されている状態でした。

土地造成については行わず、伐採のみを行い、その後砕石敷とします。雨水は申請地前面道路の側溝へ放流します。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任をもって対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 4月16日に9番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

ただし、申請地は以前道路になる予定の土地であり、現在も多くの方が通行していると聞いています。また、申請地について区長要望が土木課に提出されていると聞きました。駐車場にしてしまうと土地の境界がわからなくなったり、道が通れなくなったりしてしまうので、区長要望について、市から所有者に1度確認してから、判断しても良いと思います。

です。判断に悩んでいます。

議 長 同じく地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

ただし、現在申請地は頻繁に人が通っていますので、転用後に通行不可とするのであれば、通行できないような対応が必要だと考えます。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 3番委員の意見から、事務局に質問をします。

転用後も人の通れる道はあるのかということ。

区長要望が出ているとの話がありましたが、認識しているのかということ。

月極駐車場は人の通るスペースがないくらい道の端までできるのかということ。

これらについて、説明をお願いします。

- 事務局 転用後の通路についてですが、申請地の隣には堤があり、現在はその堤を通行している状態です。ですので、議案17号が可決されても、通行できる道は残ります。
- 区長要望は、以前から出ているということを土木課から聞いております。
- 転用後の通路については、堤があることもあり、道の端まで工事を行うことはありません。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第17号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第17号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第17号2番を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第17号2番案件について説明します。
- 転用目的は分家住宅で使用貸借権設定になります。
- 申請者は、豊田市の賃貸住宅で夫と子の3人で生活していますが、子の成長に伴い、間取りが狭いことや、騒音、近所付き合いの気苦労などから住宅の建築を検討していたところ、母より「祖父から相続した土地に住宅を建築してはどうか」と提案され、今回の申請に至りました。
- 申請地は沓掛町寺内135番1、登記地目、現況地目はともに畑、面積は254㎡です。
- 申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から北東に約1.3kmに位置します。
- 申請地は水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路沿いで、かつ、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設があることから第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。
- 申請地の現況については、4月13日に現地確認を行ったところ、保全管理状態でした。
- 土地造成は整地のみです。雨水は最終柵で集水し、申請地西側道路側溝へ排水します。汚水、生活雑排水は申請地西側下水道管へ排水します。
- 建築物は2階建ですが、周辺農地に対する日照通風等には影響を及ぼさないように対処します。
- また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任

を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 4月16日に4番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。

最5番委員 1番委員、4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第17号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第17号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第18号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第18号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。

1番案件から8番案件が新規契約分、9番案件、10番案件が更新契約分、11番案件が借賃の変更となっています。

1番案件から3番案件は個人の新規契約で、そのうち1番案件、2番案件は賃貸借権設定で、3番案件は使用貸借権設定です。

4番案件、5番案件は法人の新規契約で、そのうち4番案件は賃貸借権設定で、5番案件は使用貸借権設定です。4番案件の法人の代表取締役の方は農家要件のある方で、今回新規就農者として認定されました。

6番案件から8番案件は農地所有適格法人の新規契約で、すべて賃貸借権設定です。

9番案件は個人の更新契約で、使用貸借権設定です。
10番案件は農地所有適格法人の更新契約で、賃貸借権設定です。
11番案件は借賃の変更についてで、農地所有適格法人の更新契約です。
以上こちらのご審議をお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第18号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第18号は可決といたします。引き続きまして、報告第11号、第12号、第13号について報告願います。

事務局 報告第11号、第12号、第13号について説明

議 長 以上のとおり、報告第11号、第12号、第13号は専決事項として事務局で受理しています。

その他今後の予定について協議

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に午前10時55分）。